

質問回答書

質問事項について、次のとおり回答します。

| No | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|----|----|---|---|
| 2 | | 仕様書に添付頂いております1号棟改築基本プランは、設計条件を考慮した上で、平面計画を変更することは可能でしょうか。 | 階数の変更はできません。 平面の変更は可能ですが、新築必要諸室（案）に掲示している室数を必ず確保することとし、提示している延べ面積以内とします。 |
| 3 | | 木造校舎とする1号棟と生徒玄関の建物は、別棟の建物になると思いますが、1号棟の内容を生徒玄関に一部移し、面積を変更する事は可能でしょうか。（消火設備の予算縮減や機能性の充実、動線の配慮などから） | 1号棟の内容を生徒玄関に一部移すことは可能ですが、合計の延べ面積（生徒玄関を除く）は提示している延べ面積以内とします。 |
| 4 | | 渡り廊下は、屋根・壁のある型と考えるのでしょうか、壁等のない開放型も可能でしょうか。 | 壁のない開放型でも可能とします。 |
| 5 | | もう少し詳しい敷地図・既存建物の図面や敷地内設備配管・配線図面などは、頂けないでしょうか | 資料公開が可能なものについては、CADデータで提示します。（HPよりダウンロードが可能です） |
| 6 | | 計画範囲図の改築可能範囲に1号棟・生徒玄関・渡り廊下と仮設校舎を建てると考えるのでしょうか？仮設校舎は別の場所でしょうか？既存の1号棟は、解体後に要望建物を建設するのでしょうか？ | 1号棟については計画範囲図の改築可能範囲内で建設することとします。 仮設校舎の建設場所については学校敷地内で想定しています。 計画する位置によって解体時期と新1号棟の建設時期の関係が変わりますが、平成27年10月までに新1号棟を建設することが与条件です。 |

| | | | | |
|----|------|-----|--|--|
| 7 | | | 校舎を順番に改修し、仮設校舎を建設しないという考えは、ないのでしょ うか？この度の提案は、工事工程や仮設校舎建設場所等は、全て考えないで、改修可能範囲内に要望建物を提案すれば、良いのでしょうか。もし、そうでないのであれば、県の工事工程案や仮設校舎の規模を提示下さい。 | 工期及び安全性を考慮し、仮設校舎の建設を予定していますが、仮設校舎建設場所及び工事工程は、技術提案の対象外とします。 |
| 8 | | | 新管理棟の建設位置は、配置図の改築可能範囲内であれば、どこでも良いですか。 | 貴見のとおりです。 |
| 9 | | | 同上改築可能範囲に将来の利用等の構想があれば、教えてください。 | 現段階ではありません。 |
| 10 | | | 体育館と繋ぐ渡り廊下の位置の変更は可能ですか。 | 可能です。 |
| 11 | | | 工事工期について、1号棟の解体、管理棟の新築、15号棟の改修以上の計17ヶ月が必要と考えますがよろしいでしょうか。 | 工事工期については別紙5のI.業務概要 3.設計と条件 (3)建設の条件 b.建設工期(予定)のとおりです。 |
| 12 | | | 敷地内の駐車場の必要台数があれば、御指示ください。 | 30台分駐車スペースを確保してください。 |
| 13 | | | 既存の配置図、平面図の設計図のCADデータをご提示ください。又は、閲覧は可能でしょうか。 | No.5の回答のとおりです。 |
| 14 | 提出様式 | 様式4 | 質疑の提出はありませんでしたが、様式4への記載に当たって注意事項がありますので、お知らせします。 | 様式4の主任担当技術者の経歴等について、協力事務所に再委託する場合の証明者印は、協力事務所のものとなります。 |